

■特別支援教育特別専攻科 専修免コース履修基準（平成31年度入学生適用）

専攻	教育職員免許法施行規則第7条に定める科目	中心となる特別支援教育領域等	開講科目	履修基準	
特別支援教育専攻	特別支援教育に関する科目	重複・LD等	障害児教育学特講	2	必修科目を含んで合計36単位以上修得すること。
		視覚障害	視覚障害教育特講	2	
		聴覚障害	聴覚障害教育特講	2	
		知的障害	知的障害教育特講	2	
		肢体不自由	障害児心理学特講	2	
		視覚障害	視覚障害心理特講	2	
		聴覚障害	聴覚障害心理特講	2	
		病弱	病弱児心理特講	2	
		重複・LD等	言語障害心理特講	2	
		聴覚障害	聴覚障害臨床特講	2	
		重複・LD等	言語障害臨床特講	2	
			特別支援教育基礎研究	②	
			特別支援教育論	②	
			発達支援教育論	②	
			教育支援計画論	2	
			教育相談支援論	2	
			教育臨床特論Ⅰ	2	
			教育臨床特論Ⅱ	2	
			特別支援教育実践研究Ⅰ	②	
		特別支援教育実践研究Ⅱ	②		
		障害児研究法A	2		
		論文	②		

【履修要領】

ア 修了した者で、特別支援学校教諭一種免許状を有する者は、一種免許状に定められた特別支援教育領域の特別支援学校教諭専修免許状を取得することができる。

イ ○数字は必修科目を示し、その他は選択科目を示す。